

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第21号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

病院局

平成30年2月6日

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号</p>	<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号</p>
<p>《中略》</p>	<p>《中略》</p>
<p>(川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p>	<p>(川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p>
<p>第6条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第6条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号及び第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。</p>	<p>2 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号及び第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。</p>
<p>3 使用料（駐車場利用料を除く。）について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>3 使用料（駐車場利用料を除く。）について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の108を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>《中略》</p>	<p>《中略》</p>
<p>(多摩病院の利用料金及び手数料)</p>	<p>(多摩病院の利用料金及び手数料)</p>
<p>第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>	<p>第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>
<p>2 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前																				
<p>3 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の1 使用料又は利用料金の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあつては別表の2 手数料の表のとおりとする。</p> <p>4 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。 << 中略 >></p> <p>附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p>	<p>3 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の1 使用料又は利用料金の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあつては別表の2 手数料の表のとおりとする。</p> <p>4 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の108を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。 << 中略 >></p>																				
<p>（経過措置） 2 改正後の条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に請求のあったもので同日以後交付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。</p>																					
<p>別表（第6条、第16条関係） << 中略 >></p>	<p>別表（第6条、第16条関係） << 中略 >></p>																				
<p>2 手数料</p> <table border="1" data-bbox="172 1198 1066 1425"> <tr> <td rowspan="4">文書料 件</td> <td rowspan="4">1 診断書</td> <td>普通診断書その他の簡易なもの</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書その他の複雑なもの</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>生命保険に関する診</td> <td>4,710円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	文書料 件	1 診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1,570円	死亡診断書その他の複雑なもの	3,140円	生命保険に関する診	4,710円			<p>2 手数料</p> <table border="1" data-bbox="1173 1198 2067 1425"> <tr> <td rowspan="4">文書料 件</td> <td rowspan="4">1 診断書</td> <td>普通診断書その他の簡易なもの</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書その他の複雑なもの</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>生命保険に関する診</td> <td>4,620円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	文書料 件	1 診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1,540円	死亡診断書その他の複雑なもの	3,080円	生命保険に関する診	4,620円		
文書料 件			1 診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1,570円																
				死亡診断書その他の複雑なもの	3,140円																
				生命保険に関する診	4,710円																
文書料 件	1 診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1,540円																		
		死亡診断書その他の複雑なもの	3,080円																		
		生命保険に関する診	4,620円																		

改正後				改正前			
		断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの				断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの	
		上記以外のもの	9,420円 以内で管理者が定める額			上記以外のもの	9,240円 以内で管理者が定める額
	証明書	通院証明書その他の簡易なもの	1,040円	証明書	通院証明書その他の簡易なもの	1,020円	
		出生証明書その他の複雑なもの	2,090円		出生証明書その他の複雑なもの	2,050円	
		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書その他の特に複雑なもの	4,190円		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書その他の特に複雑なもの	4,110円	
		上記以外のもの	8,380円 以内で管理者が定める額		上記以外のもの	8,220円 以内で管理者が定める額	